# 創設の構想 第一節 伊澤修二の「音樂傳習所」(仮称)

## Ⅰ 『學制』頒布と伊澤修二のアメリカ留学

後のわが国の音楽教育確立のためには非常に幸いであった。とは、『學制』そのものが、ほとんど外国の模倣であったとはいえ、その中学校の普通教科に「音楽」つまり唱歌教育が「當分之ヲ缺ク」という中学校の普通教科に「音楽」つまり唱歌教育が「當分之ヲ缺ク」という明治五年、政府が統一的な教育制度を敷くために制定した『學制』は、

#### 和蘭學制。

ルモノトス。通常ノ小學校ニ於テハ、左ノ科目ヲ教授ス。第一章、小學校ヲ二種ニ區別シテ、一ヲ通常ノ者トシ、一ヲ稍大ナ

出歴史ノ大意 <br />
八理學ノ大意 <br />
、出唱歌

□外國語學ノ大略 □算術ノ大意 □農學ノ大意 □體術稍大ナルノ小學ニ於テハ左ノ科ヲ增補ス。

がつづく。主要なものに次の条項がある。 以下教場ならびに教師に関する規定があり、項を改めて公学校の規定

全国各村に小學校を設く。

一村一學校にして足らざるときは數個を設く。

あるいは盡く之を教授すべし。を授くべし。且其進歩に從ひ[5]より[までの學科中一、二を增加し般の用に供すべし教科の科目は少くとも第一章[1]より[5]までの學科規中の人口に應じて十分に之を備へ宗旨の區別なく村中童幼一

『佛國學制』「初篇卷之一小學校總論」より

如し。 小學に下等上等の二種あり。下等小學に缺くべからざる教科左の

國通用の度量 但上達せる生徒には史學の大意地理學の大意を加ふ修身及び奉教の道 讀法 書法 佛國語學の大意 數學楷梯 佛

ることあり。又罫畫及び唱歌を加ふることあり。

大意を加ふることあり。 上等小學の教科は、下等小學の科に加ふるに左の件々を以てす。 上等小學の教科は、下等小學の科に加ふるに左の件々を以てす。 上等小學の教科は、下等小學の科に加ふるに左の件々を以てす。

きを得ず。 學校の目的とする處は自ら男子の小學校と異なるを以て稍々別則な以上の諸規則は、女兒小學校にも適用すべきものなれども、女兒小以上の諸規則は、女兒小學校にも適用すべきものなれども、女兒小下等小學に入學を許すは六歳以上十三歳以下を以て限りとす。又

女見小學校も亦下等上等の別あり。

下等小學に飲くべからざる教科左の如し

修身及び奉教の道、讀法、書法、佛國語學の大意、唱歌、針線、

### 算術、佛國語學、佛國地理學

す。

上等小學の敎科は、

下等小學の敎科に加ふるに左の條件を以て

**野畫** 

校設立可致候事依テ一旦悉令廢止今般定メラレタル學制ニ循ヒ其主意ヲ汲ミ更ニ學處從來府縣ニ於テ取設候學校一途ナラス加之其內不都合之儀モ不少處從來府縣ニ於テ取設候學校一途ナラス加之其內不都合之儀モ不少の一學制』(明治五年七月「太政官布告」第二百十四号)より明治政府の『學制』(明治五年七月「太政官布告」第二百十四号)より

ヲ不待學制之目的ニ依リ成丈相運候樣可致事可及處分候條夫迄之處生徒教授向等不都合無之樣可取計尤當出張但外國教師雇入有之場所ハ當省ヨリ官員ヲ派出シ地方官協議之上

文部

省

○學校ノ事

壬申七月

第二十章 學校ハ三等ニ區別ス大學中學小學ナリ外別冊アリ

〇小 學

雅小學ナリ其外廢人學校アルベシ ク之ヲ小學ト稱ス卽チ尋常小學女兒小學村落小學貧人小學私塾幼 ルベカラザルモノトス之ヲ區分スレバ左ノ數種ニ別ツベシ然モ均 第二十一章 小學校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ズ學バズンバア

緒ヲ教ルナリ 第二十二章 幼稚小學ハ男女ノ子弟六歳迄ノモノ小學ニ入ル前ノ端

稱スベシ 第二十三章 小學私塾ハ小學教科ノ免状アルモノ私宅ニ於テ教ルヲ

組立ルモノナリ仍テ仁惠學校トモ稱スベシ爲ニ設ク其費用或ハ富者ノ寄進金等ヲ以テス是專ラ仁惠ノ心ヨリ第二十四章(貧人小學ハ貧人子弟ノ自活シ難キモノヲ入學セシメン

成長スルモノモ其生業ノ暇來リテ學ハシム是等ハ多ク夜學校アル成長スルモノモ其生業ノ暇來リテ學ハシム是等ハ多ク夜學校アルザルノ地ニ於テ其教則ヲ少シク省略シテ教ルモノナリ或ハ年已ニ第二十五章 村落小學ハ僻遠ノ村落農民ノミアリテ教化素ョリ開ケ

第二十七章 尋常小學ヲ分テ上下二等トス此二等ハ男女共必ズ卒業第二十六章 女兒小學ハ尋常小學敎科ノ外ニ女子ノ手藝ヲ敎フ

### スベキモノトス教則別

#### 下等小學教科

法ヲ用フ 會話讀 解意並盤上習字 十四四 綴字讀並盤上習字 五. + 體操 讀本解意 九 文法解意 十 養生法講義 十二 地學大意 十五 唱歌當分之ヲ缺ク 習字字形ヲ主トス 修身解意 算術九々數位加減乘除但洋 國體解意 三 十三 單語讀 窮理學大 書讀 四

#### 〇中

第二十九章 學校アリ テ上下二等トス二等ノ外工業學校商業學校通辨學校農業學校諸民 中學ハ小學ヲ經タル生徒ニ普通ノ學科ヲ教ル所ナリ分

#### 下等中學教科

國語學 學大意 代數學 十六 國語學 十二 記簿法 七 生理學 十七 二算術 窮理學 十三 博物學 三 國體學 十八 政體大意 圖畫 習字 九 四 古言學 十四四 化學 五. 幾何學 史學 十九 十五 六 修身 國勢 + 外

#### 二 十 奏樂當分缺り

倣であるにせよ、 備のない唱歌の科目を設けたことに、いささか疑問が生ずる。オランダ やフランスなど西欧諸国は唱歌が宗教つまりキリスト教と実生活に伴っ ンスに大いに影響されたことが明らかである。しかしながら、たとえ模 三年二月出版)を含め数種の学校法を調査しているが、オランダとフラ 政府はほかに『西洋學校軌範』上下(小幡甚三郎訳、慶應義塾、 小学校においても、 中学校においても、教育上全く準

> の儘の模倣であり、他面に於て漢學の影響を多分に受けて居た當時の人 うな一つの見解が 下されている。「學制が大體に於て 西洋諸國の制度そ この国情の違いをどのように解したのであろうか。それについて次のよ 目として採ったであらうと推察される」と。 々が、儒教に於ける禮樂と云ふ言葉を恐らく考慮に置いて、音樂を教科 て密着しているから、学校教育上重要な教科であることは当然である。

- (1) 明治五年七月「太政官布告」第二百十四号。
- (2) 『本邦音樂教育史』東京音樂學校內 日本教育音樂協會編、昭和九年、六十

## 伊澤修二の文部省への働きかけ

綴っている。「從來の余の經歷談を讀んだ人は伊澤は音樂に於ては、最も り、明治三十七年には東京音楽学校長となっている。伊澤修二はマサチ 専三郎、もう一人は高嶺秀夫である。高嶺は帰国後東京師範学校長とな 事していた伊澤修二は、明治八年(当時愛知師範学校長)文部省の命に が出來ぬといふことだが、それは實に無理もないことで、 り過ぎて、先生に叱られ自分は尚ほ種々に苦心したけれ共、それでも殆 譜などが殆んどものにならず12だけは可いが3となり4となれば皆上 得意であったらうと想像するであらうが、事實は全くそれと正反對で、音 当時を回顧した伊澤の手記によると、普通の学科や語学は努力次第でな 構想を練るのである。アメリカへはほか二名も同じ目的で派遣された。 よる「師範學科取調べ」のためのアメリカ留学を機に、音楽研究施設の 本國人であって、貴國の音律は我米國のとは違ってをる、故に君だけに んど唱歌にならなかった。そこで或時校長は余を招き『君はドウも唱歌 んとかなついて行けたが音楽だけはどうにもならなかったと次のように ューセッツのボストン郊外、ブリッヂウォートル師範学校に入学した。 一人はのちに音楽取調掛で伊澤修二の片腕となる同郷(長野県)の神津 このただ面目上の教科である唱歌の状況を憂慮しつつ、師範教育に従